

情報倶楽部

2021年8月

No. 244

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/pdf/faq.pdf>

法人税

★ 会社が負担するPCR検査費用や室内消毒費用

- Q. 会社が社員に新型コロナウイルスの感染対策として行うPCR検査費用や在宅勤務をする際の室内消毒費用などは、どのように取り扱われますか？
- A. 会社が社員に対して、業務のために通常必要な費用（例えば、会社の業務命令により受けたPCR検査費用や、テレワークに関連して業務スペースを消毒する必要がある場合の費用など）について、その費用を精算する方法（社員からその費用に係る領収証等の提出を受けて、その費用を精算する方法）により、会社が社員に対して支給する一定の金銭については、社員に対する給与として課税されません（会社が検査機関や委託先等に費用を直接支払う場合も同様です）。
- ただし、業務のために通常必要な費用以外の費用（例えば、社員が自己の判断により受けたPCR検査費用や、社員が自己の判断により支出した消毒費用など）や、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を会社に返還する必要がないものは、社員に対する給与として課税対象となります。
- なお、会社においては、原則として、これらの費用は消耗品費、旅費交通費等や給与として損金の額に算入できることとなります。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/04.htm#q4-9-5>

★ ワークेशनに係る取扱い

- Q. 社員が出張の翌日に休暇を取得して観光したいと言っています。この場合の交通費と宿泊費はどうなりますか？
- A. 「ワークेशन」とは、Work（仕事）とVacation（休暇）を組み合わせた造語で、テレワーク等を活用し、リゾート地や温泉地等普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うことを言います。
- ①交通費の取扱い

社員が出張の後に休暇を取得して観光をする場合であっても、その出張に係る旅

行が業務の遂行上直接必要なものと認められる場合には、一般的に、その出張に係る往復の交通費は、その従業員に対する給与として課税されません。

この場合、その出張に係る旅行が業務の遂行上直接必要なものであるか否かは、その旅行の目的、旅行先、旅行経路、旅行期間等を総合勘案して実質的に判定されることとなります。

② 宿泊費の取扱い

会社が負担する宿泊費用については、その宿泊が業務の遂行上必要と認められるもので、通常必要と認められる金額のものであれば、従業員に対する給与として課税されません。

したがって、お尋ねのような業務遂行後の宿泊費用については、その宿泊が、業務終了時間から判断して当日に帰宅することが困難であるなどの事情によるものではなく、翌日に観光をするための宿泊と認められる場合のものであれば、その従業員に対する給与として課税されることとなります。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>

★ 役員からの借り入れ

Q. 会社の資金繰りが苦しいので、社長から資金を借りようと思います。無利息でも問題ありませんか？

A. 会社が、役員に対して金銭を貸し付けた場合は、相当の利息を収受しなければならず、無利息又は非常に低い利率の利息の収受しかないときは、通常収受すべき利息と実際に収受した利息との差額は、その役員に対する給与として課税されます。

しかし逆に、会社が役員から金銭を借り入れる場合は、相当の利息を支払わなければならないということはなく、無利息であっても特に問題はありません。

つまり、役員個人が会社が無利息で金銭を貸し付けたとしても、利息収入について認定課税が行われることはありませんし、会社については、支払利息免除益と支払利息が相殺されることとなりますので、課税関係は生じないのです。

過去に会社代表者から同族会社に3,000億円を超える無利息融資に対して、同族会社の行為計算否認規定を適用して、会社代表者に対し利息相当分の雑所得あるものとして課税処分された判例がありますが、巨額の無利息融資で無い限り社長から事業資金を無利息で借りたとしても、税務上は問題はないと考えます。

消費 税

★ 電子取引制度改正後の仕入税額控除

Q. 当社は、ネットで小売りを営む法人です。来年から改正電子取引制度がスタートしますが、仕入税額控除はどうなりますか？

A. 電子帳簿保存法における電子取引保存制度(電子取引制度)が改正され、令和4年1月以後の電子取引から、電子データでの保存が義務付けられます。

ところで、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として課税仕入れ等の事実の帳簿への記載、保存及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等の保存を

しなければならないこととされています。

そして、請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、帳簿に一定の事項を記載するとともに、そのやむを得ない理由及び課税仕入れの相手方の住所又は所在地を記載して保存することにより、仕入税額控除の適用を受けることができると定められています。

インターネットでの取引の場合は、請求書等そのものが作成・交付されず、電子データ以外の保存が行えない状況となりますが、これは、請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由がある場合に該当するものと考えられます。

したがって、この場合には、帳簿に一定の事項を記載し、課税仕入れの相手方の住所又は所在地を記載して保存しておけば、仕入税額控除の適用が受けられることとなります。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/12.htm>

その他

★ 月次支援金

Q. 一時支援金に代わって月次支援金という制度が手当てされたとか。どのような内容ですか？

A. 今年の4月に実施された緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響を緩和するため、月次支援金制度が手当てされました。

概要は、次のとおりです。

【給付対象】

次の①と②を満たせば、業種・地域を問わず給付対象になります。

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年又は2020年の同じ月に比べて50%以上減少していること

【給付額】

中小法人等…上限20万円/月

個人事業者…上限10万円/月

給付額は2019年又は2020年の基準月の売上－2021年の対象月の売上

【申請期間】

4月分/5月分：事前確認期限2021年8月10日、申請期限2021年8月15日

6月分：事前確認期限2021年8月26日、申請期限2021年8月31日

7月分：事前確認期限2021年9月27日、申請期限2021年9月30日

8月分：事前確認期限2021年10月26日、申請期限2021年10月31日

一時支援金又は月次支援金の受給を受けた事業者は、事前確認や提出資料が簡素化されるということです。